

平成27年度 川崎市起債運営の考え方

1 資金調達における基本的考え方

(1) 基本的考え方

起債に当たっては、投資家需要や金利などの市場動向、本市の資金需要などを総合的に勘案し取り組むものとする。

(2) 資金区分について

事業の性質や起債総額を勘案し一定規模の銀行等引受債を定例的に発行しつつ、概ね現行水準の公募債を発行する。

(3) 年限構成について

資金調達の安定化に向けた年限の多様化を図りつつ、金利変動リスクを回避するため、中期・長期・超長期のバランスを概ね1/3ずつとする。

(4) 償還について

平成26年度と同様に、民間資金については、市場実勢の透明性を高める観点から、償還日をすべてベンチマーク国債に合わせるものとする。

2 市場公募債について

(1) 5年債の発行について

個人投資家を含め投資家層が厚い5年債については、平成26年度と同様に定期発行とし、条件決定日は発行月の10日とする。

発行時期については、一定のキャッシュ確保及び年間を通じた金利変動リスクを平準化させるため、一定程度分散させる。

(2) 10年債の発行について

10年債の発行については、共同発行債を基本とする。

また、継続的な発行、市場へのアクセスの観点から、平成26年度と同様に年1回の個別銘柄発行を継続することとし、条件決定日は発行月の10日とする。

(3) 超長期債の発行について

投資家需要、金利などの市場動向に応じて機動的に発行するものとして、平成26年度と同額の年間300億円を3回に分けて発行することを基本とする。

(4) フレックス枠について

市債償還の平準化や市場のニーズに応える観点から、年限・時期を定めないフレックス枠を設定する。なお、年限・時期については、各年度の償還額や市場動向等を検証して決定する。

(5) 住民参加型市場公募債（ミニ公募債）について

地方債市場を取り巻く環境や、本市の資金調達の状況、発行コストなども勘案しながら、慎重に検討をすすめる。

(6) 各年限における条件決定方式の考え方

- ・定期・定例的に発行する5年債、10年債については、投資家層が厚いことから、従前どおりプレマーケティング方式による発行とする。
 - ・超長期債については、5年債、10年債と比較して投資家層が限られていることから、主幹事方式による発行とする。
- なお、平成26年度と同様、機動的な起債運営を行うため、主幹事についてはグループ式主幹事制を採用する。
- ・2年債などの基幹年限以外のものについては、発行事例、流通量が少ないことから、発行条件の透明性を確保するため入札による発行を原則とする。

3 銀行等引受債について

(1) 償還方法の選択について

市場公募債の償還方法は満期一括償還であることから、償還方法のバランスを考慮し、銀行等引受債の償還方法は定時償還を原則とする。

(2) 発行方式（証券発行・証書借入）について

証書借入は柔軟な商品設計が可能であることや、ペイオフ対策にもなり得ること、また、銀行等の金融機関が選好する借入方法であることから、銀行等引受債の発行方式は証書借入を原則とする。

(3) 金利（固定金利・変動金利）について

現在の金利水準から当面は固定金利による調達を基本とする。なお、金利の将来見通し等を可能な限り検証し、公債費負担の軽減等に資する場合には変動金利債の導入を検討する。

(4) 年限選択について

定例発行分については、市場公募債・公的資金を含めて、起債全体のバランスを考慮し、平成26年度と同様に10年とする。

定例発行分以外についても、起債全体のバランスを考慮して年限を決定する。

(5) 発行時期について

定例発行分については、第4四半期に発行することとし、予見可能性を確保する。

定例発行分以外については、本市における資金需要等を考慮して決定する。

(6) 条件決定方式について

定例発行分については、資金調達のセーフティネットの観点から、銀行等引受債シ団を活用した調達を行う。予見可能性を確保するため、基準金利の決定は平成26年度と同様に加重平均方式によることとする。

定例発行分以外については、投資家需要や市場動向等を踏まえて決定する。

4 その他の取組

(1) 市債償還の平準化について

各年度における市債償還額を平準化することを目的として、フレックス枠を活用する。

(2) 変動金利債の借換について

現状の市場環境を鑑み、現在借り入れている変動金利債について、市場金利の動向を踏まえ有利性を確認の上、固定金利債への借換に向けて取り組むこととする。

(3) 外債の発行について

国内債券と比較して有利な条件で外債を発行できる市場環境であること等、一定の条件が充足された際は、資金調達手法の多様化、調達コストの軽減などを目的として、外債の発行について検討する。この場合、通貨スワップ取引などの金融知識や事務ノウハウの蓄積の観点から、まずは国内市場・外貨建て債の発行について検討を進めることとする。

(4) 金利スワップ契約の活用について

金利スワップ契約を活用した固定金利の変動金利化による、既発債の金利負担軽減策について、引き続きの実務的な検証に取り組む。

5 シンジケート団の構成について

(1) 5年債シ団

個人向け販売を促進するため、個人販売に積極的に取り組む金融機関を中心としたシ団を編成する。

(2) 10年債シ団

機関投資家向け販売を中心とするため、ホールセール（法人向け販売）に特化したコンパクトなシ団を編成する。

(3) 銀行等引受シ団

資金調達のセーフティネットとなるような地域金融機関を中心としたシ団を編成する。

6 IR活動に関する基本的考え方

(1) 機関投資家IR

本市の魅力とともに経営ビジョンや起債運営の方向性を投資家向けに発信することを目的に開催する。開催時期については、投資家の参加しやすさと予算の公表時期を考慮し、原則として3月の開催とする。

(2) 川崎市債セミナー

市民に向けた情報発信の機会とし、5年債などの発行時期などに合わせ、早期の開催を基本とする。

(3) 海外への情報発信

外債発行に向けた取組を踏まえるとともに、海外投資家を拡大する機会の確保や職員のノウハウの蓄積などを目的に、海外 I R への参加を検討する。また、海外投資家とのパイプ形成を図る観点から、海外 I R 用の英文説明資料や英語版 I R サイトの更なる充実を図るとともに、発行要項などの英文化に取り組む。

(4) 個別投資家訪問

説明会形式よりも詳しい説明や質疑応答を通じて、より本市の魅力を発信することができ、また、投資家の考え方やニーズなどを直接聴くことができることから、積極的に実施する。また、首都圏以外の投資家に対しても、効率的かつ積極的に実施する。

(5) I R ニュース

年12回の発行を基本とするが、必要に応じて随時発行する。なお、あらゆる機会を通じて配信先の増加に努める。

7 年間市債発行計画

前各項を踏まえ、平成27年度の市債発行計画を別紙のとおりとする。